

## 裁 決 書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が平成31年3月29日に提起した処分庁による差押処分2件及び交付要求に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

### 主 文

本件審査請求を却下する。

### 事案の概要

- 1 処分庁は、審査請求人が滞納していた特別区民税及び都民税に係る延滞金143万4,900円（以下「本件延滞金」という。）を徴収するため、平成31年3月8日付けで、審査請求人が第三債務者であるA株式会社（以下「本件第三債務者」という。）から支払を受けるべき平成31年3月以降の給料等（賞与を含む。）のうち、国税徴収法（昭和34年法律第147号）第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権（ただし、143万4,900円に満つるまで）（以下「本件債権1」という。）を差し押さえる処分（30葛総収第15764号。以下「本件差押処分1」という。）を行い、同月9日に本件第三債務者に債権差押通知書を送達した。
- 2 処分庁は、審査請求人が滞納していた国民健康保険料52万5,302円を徴収するため、

平成31年3月8日付けで、審査請求人が本件第三債務者から支払を受けるべき平成31年3月以降の給料等（賞与を含む。）のうち、国税徴収法第76条第1項各号に掲げる金額を控除した金額の支払請求権（ただし、52万5,302円に満つるまで）（以下「本件債権2」という。）を差し押さえる処分（30葛総収第15765号。以下「本件差押処分2」という。）を行った。

3 処分庁は、本件差押処分2に係る本件債権2について、平成31年3月18日付けで、先順位差押えに係る執行機関としての処分庁に対し、交付要求を行った（30葛総収第15934号。以下「本件交付要求」という。）。

4 審査請求人は、平成31年3月29日、葛飾区長に対し、本件差押処分1及び本件差押処分2（以下「本件各差押処分」という。）並びに本件交付要求の取消しを求める審査請求を提起した。

5 処分庁は、本件差押処分1に係る本件債権1を取り立てた上、これを本件延滞金に配当した（令和元年7月3日付け31葛総収第12002号、令和元年8月1日付け31葛総収第12468号、令和元年8月15日付け31葛総収第12712号、令和元年8月27日付け31葛総収第12900号、令和元年10月3日付け31葛総収第13478号、令和元年10月17日付け31葛総収第13761号、令和元年10月28日付け31葛総収第13933号、令和元年12月2日付け31葛総収第14679号、令和元年12月19日付け31葛総収第15015号、令和2年1月7日付け31葛総収第15237号及び令和2年2月4日付け31葛総収第15757号。以下「本件各配当処分」という。）。

## 審理関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人の主張

審査請求人は、特別区民税、都民税及び国民健康保険料の支払義務を負っており、これを滞納していることは認めるものの、本件各差押処分に先立ち、平成29年10月以降老齢基礎年金及び老齢厚生年金を差し押さえられているところ、重ねて本件各差押処分を行われることによって、手元に残る金員では生活できなくなるから、過大な差押えであって、憲法第25条及び第29条に違反する等として、本件各差押処分及び本件交付要求の取消しを求めるものであると考えられる。

## 理 由

### 1 本件差押処分1について

審査請求をすることができる者は、処分の取消し等によって法律上の利益を有する者であると解される（最高裁昭和53年3月14日第三小法廷判決）。

特別区民税及び都民税に係る滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるとされ（地方税法（昭和25年法律第226号）第41条第1項及び第331条第6項）、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行い、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に、差押えの効力が生じる（国税徴収法第62条）。これにより、徴収職員は、債権の取立てをすることが可能になり（同法第67条第1項）、取り立てた限度において、差押えに係る税を徴収したものとみなされる（同条第3項）。

差押処分は、目的財産の処分を禁止することに意味のある処分であって、財産の帰属を確定する処分ではないから、既に取り立てが終わったときには、差押処分を取り消すことは意味をなさない。そうすると、本件差押処分1は、処分庁が本件第三債務者から差し押さえた債権を取り立て、本件各配当処分を行ったことによって、その目的を達し、法的効果が消滅していると解されるから、審査請求人に本件差押処分1を取り消す法律上の利益はないと解するべきである。

したがって、本件差押処分1に係る本件審査請求は、不適法なものというべきである。

### 2 本件差押処分2について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第4条及び国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第98条第1項の規定により、本件差押処分2に係る審査請求は、東京都国民健康保険審査会に対してしなければならない。

したがって、処分庁に対する本件差押処分2に係る本件審査請求は、不適法なものというべきである。

### 3 本件交付要求について

審査請求の対象は、行政不服審査法第1条第1項の規定により、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為とされ、当該「処分その他公権力の行使に当たる行為」とは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の「処分その

他公権力の行使に当たる行為」と同義であり、行政庁が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成しまたはその範囲を確定することが法律上認められているものと解されている（最高裁昭和39年10月29日第一小法廷判決）。

交付要求は、滞納者の財産につき既に強制執行、滞納処分等の強制換価手続が開始されている場合に、その執行機関に対し、換価代金の中から滞納に係る徴収金に充てる金銭の交付を求める手続であって、民事執行法（昭和54年法律第4号）上の配当要求（同法第154条等）と類似の性格を有するものである。

すなわち、交付要求は、有効に確定した地方団体の徴収金債権が存在することを前提に、強制換価手続の執行機関にその債権についてその弁済を求める申立てにすぎず、交付要求によって新たに権利義務は発生せず、何ら国民の権利義務に影響を与える行為ではない。

したがって、交付要求は、抗告訴訟の対象となる「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するものでなく（最高裁昭和59年3月29日第一小法廷判決）、本件交付要求に対する審査請求は、不適法なものというべきである。

#### 4 結論

以上のとおり、本件審査請求は不適法であることから、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和2年2月25日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。